

政令第 号

探偵業の業務の適正化に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

探偵業の業務の適正化に関する法律の施行期日は、平成十九年六月一日とする。

